

## 意見公募要領

### 1 意見募集対象

- (1) 無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）の一部を改正する省令案
- (2) 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）の一部を改正する省令案
- (3) 無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）の一部を改正する省令案
- (4) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）の一部を改正する省令案
- (5) 簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件（平成 6 年郵政省告示第 405 号）の一部を改正する告示案
- (6) 簡易無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、発射可能な周波数及び空中線電力、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件（平成 20 年総務省告示第 467 号）の一部を改正する告示案
- (7) 陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件（昭和 61 年郵政省告示第 395 号）の一部を改正する告示案
- (8) 携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件（平成 23 年総務省告示第 453 号）の一部を改正する告示案
- (9) 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備の時分割多重方式における多重する数及び時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャンネルの数、音声等をパルスに変換した信号に当該信号の誤りを訂正するための信号を加えたものの送信速度並びに電力増幅器を接続することによって空中線電力を切換えることができるものが接続時に電力増幅器を識別する条件を定める件（平成 9 年郵政省告示第 384 号）を廃止する告示案
- (10) 符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件（平成 17 年総務省告示第 1299 号）の一部を改正する告示案
- (11) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件（平成 21 年総務省告示第 247 号）の一部を改正する告示案
- (12) 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又は PHS の無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件（平成 22 年総務省告示第 389 号）の一部を改正する告示案
- (13) 1,500MHz 帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の技術的条件を定める件（平成 19 年総務省告示第 309 号）の一部を改正する告示案
- (14) 3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件（平成 21 年総務省告示第 248 号）の一部を改正する告示案
- (15) 平成 21 年総務省告示第 248 号第 2 項第 2 号の規定に基づき、同号に規定する別に定める区域を定める件（平成 21 年総務省告示第 249 号）の一部を改正する告示案
- (16) デジタルコードレス電話の無線局及び PHS の陸上移動局が使用する電波の型式及び用途等並びに PHS の陸上移動局が使用する電波のうち使用できない電波として除外された周波数を定める告示案
- (17) 電波法施行規則第 51 条の 9 の 6 第 1 号(1) 及び(3) 並びに第 2 号の総務大臣が別に告示す

- る周波数を定める件（平成 17 年総務省告示第 1312 号）の一部を改正する告示案
- (18) 広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件（平成 19 年総務省告示第 651 号）の一部を改正する告示案
  - (19) 特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件（平成元年郵政省告示第 42 号）の一部を改正する告示案
  - (20) 構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件（平成 23 年総務省告示第 507 号）の一部を改正する告示案
  - (21) 別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件（平成元年郵政省告示第 50 号）の一部を改正する告示案
  - (22) 別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件（平成 18 年総務省告示第 659 号）の一部を改正する告示案
  - (23) 周波数割当計画（平成 20 年総務省告示第 714 号）の一部を変更する告示案
  - (24) 電波法第 6 条第 7 項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件（平成 12 年郵政省告示第 744 号）の一部を改正する告示案
  - (25) 2.5GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件（平成 19 年総務省告示第 457 号）の一部を改正する告示案
  - (26) 工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件（平成 5 年郵政省告示第 407 号）の一部を改正する告示案
  - (27) 外国の無線局の無線設備が電波法第 3 章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件（平成 15 年総務省告示第 344 号）の一部を改正する告示案
  - (28) 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件（平成 16 年総務省告示第 859 号）の一部を改正する告示案
  - (29) 700MHz 帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備が自動的に送信又は受信する識別符号を管理する者を定める告示案
  - (30) 700MHz 帯高度道路交通システムの無線局に使用する無線設備の技術的条件を定める告示案

## 2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口にておいて閲覧に供することとします。

## 3 意見の提出方法

様式の意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

### (1) 郵送する場合

〒100 - 8926 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2  
総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 宛て

併せて、意見の内容を保存したディスク等を添えて提出いただくようお願いする場合があります。

ります。その場合のディスク等の条件は、次のとおりです。なお、送付いただいたディスク等については、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

○記録媒体：CD - R 又は CD - RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○ディスク等には、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

## (2) FAX を利用する場合

FAX 番号：03 - 5253 - 5946 総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 宛て

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## (3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：enhanced-mobile\_atmark\_ml.soumu.go.jp

（スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。）

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 宛て

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください。（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MB となっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

## (4) 電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) を利用する場合

意見提出フォームに上記必要事項と連絡先を記載の上、意見提出期限までに提出してください。なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(3)の方法により提出してください。

## 4 意見提出期限

平成 24 年 9 月 21 日（金）

（郵送については、平成 24 年 9 月 21 日（金）必着とします。）

## 5 留意事項

意見が 1000 字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性（職業又は業種）を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
電波部移動通信課 宛て

郵便番号  
(ふりがな)  
住所  
(ふりがな)  
氏名(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

「無線設備規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。